

5 資 審 第 70 号
令和 6 年 3 月 11 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料添加物の指定並びに成分規格及び製造の方法等の基準の設定並びに飼料一般の製造の方法の基準の改正に係る諮問について（答申）

令和 5 年 12 月 25 日付け 5 消安第 5492 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、安息香酸を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、二ギ酸カリウムを含む飼料に係る飼料一般の成分規格並びに製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。

飼料添加物安息香酸又は二ギ酸カリウムを含む飼料について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）において次の事項を成分の規格及び製造の方法の基準として定めること（下線部が改正部分）。

1. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

チ 二ギ酸カリウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下チにおいて同じ。）中の含有量は、豚（種豚を除く。）を対象とする飼料にあっては、二ギ酸カリウムとして 1.8%以下、種豚を対象とする飼料にあっては、二ギ酸カリウムとして 1.2%以下でなければならない。

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ス 二ギ酸カリウムは、豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ヌ 安息香酸は、豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。